

議会の動き

平成30年第1回栗山町議会定例会で次の議案が審議され、全て可決・同意されました。
(3月2日開会)

議案

- ▼平成29年度栗山町一般会計補正予算(第7号)
歳入歳出予算から1億207万3千円を減額し、総額を82億751万4千円とするもので、主な内容は、子どものための教育・保育給付費負担金の減額などに係る補正です。
- ▼平成29年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算から1億275万7千円を減額し、総額を18億9108万4千円とするもので、主な内容は、保険給付費の減額などに係る補正です。
- ▼平成29年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第2号)

- 歳入歳出予算から37万4千円を減額し、総額を1億1458万7千円とするもので、主な内容は、学生数の減に伴う補正です。
- ▼平成29年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算から9446万4千円を減額し、総額を13億3099万8千円とするもので、主な内容は、介護サービス費の減額などに係る補正です。
- ▼平成29年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
歳入歳出予算に17万9千円を追加し、総額を2億175万5千円とするもので、主な内容は、後期高齢者医療保険料の還付金などに係る補正です。
- ▼平成29年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算から390万8千円を減額し、総額を1617万2千円とするもので、主な内容は、第4工業団地造成事業費の実績に伴う補正です。
- ▼平成29年度栗山町水道事業会計補正予算(第1号)
資本的収入に34万6千円を追加し、総額を2億759万9千円、資本的支出から1995万円を減額し、総額を4億3089万

- 5千円とするものです。
- ▼平成29年度栗山町下水道事業会計補正予算(第2号)
下水道事業資本的収入から9250万円を減額し、総額を3億2093万円、下水道事業資本的支出から1億950万円を減額し、総額を5億7346万4千円とするものです。
- ▼平成30年度栗山町一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、北海道介護福祉学校特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、住宅団地造成事業特別会計予算、工業団地造成事業特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算
以上は、平成30年度各会計予算審査特別委員会で審議され、本会議において可決されました。
- ▼栗山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定及び指導監督権限が市町村に移譲されるため、

- 本条例を制定するものです。
- ▼栗山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例
- ▼栗山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例
- ▼栗山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例
以上3件は、介護保険関係法令の改正による、国の基準を踏まえ、新たに条例で基準を定めることに伴う条例改正です。
- ▼職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例
職員給与の削減項目のうち、住居手当、管理職手当および通勤手当などの削減期間を1年間延長するものです。
- ▼栗山町ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例
ふれあいプラザおよびファープ

ルの森観察飼育舎の機能統合に伴う規定整備のための条例改正です。

- ▼栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
関係法令の一部改正に伴う条例改正です。
- ▼栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
国民健康保険の都道府県単位化に伴う規定整備のための条例改正です。
- ▼栗山町介護保険条例の一部を改正する条例
第7期介護保険事業計画に基づく、介護保険料の改定に伴う条例改正です。
- ▼栗山町高齢者介護福祉金支給条例の一部を改正する条例
介護保険料改定による、低所得者への負担軽減措置に伴う条例改正です。
- ▼栗山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- ▼栗山町公園条例の一部を改正する条例
- ▼栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例
以上3件は、関係法令の一部改



- 正に伴う条例改正です。
- ▼第7期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
介護保険事業の円滑な実施に関する計画として本計画を策定するものです。
- ▼固定資産評価審査委員会委員の選任について
固定資産評価審査委員会委員として、倉橋強氏(朝日4)が同意されました。任期は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。
- ▼平成29年度栗山町一般会計補正予算(第8号)

報告

- 歳入歳出予算に2960万円を追加し、総額を82億3711万4千円とするもので、主な内容は、町道除雪委託料の追加などに係る補正です。
- ▼平成30年度一般財団法人栗山町農業振興公社事業計画の報告について
- ▼第5次栗山町障がい者福祉計画について
- ▼栗山町国民保護計画の変更について

栗山町長選挙

投票日 **4月8日(日)**
投票時間 **午前7時～午後7時**

- 【期日前投票】
- 期間：4月4日(水)～4月7日(土)
- 時間：8:30～20:00
- 場所：町選挙管理委員会室(役場庁舎1階)

みんなで投票！
みんなに参加！
あなたの一票大切に！

学校職員の異動

(敬称略)



【転入】()内は前任校

■校長

角田小 伊藤 聡 (岩見沢：第一小)
継立小 近藤 弘隆 (千歳：桜木小)
栗山中 太田 康彦 (美唄：美唄中)

■教頭

栗山中 納口 卓 (三笠：岡山小)

■主幹教諭

栗山小 奈良崎 功 (栗山：栗山小※主幹教諭昇任)
栗山中 平井 数矢 (栗山：栗山中※主幹教諭昇任)

■教諭

栗山小 遠藤 悦子 (岩見沢：北真小)
吉岡 繁 (夕張：ゆうぱり小)
後藤 美佳 (岩見沢：北真小)
岡部 真吾 (岩見沢：栗沢小)
尾久 邦彦 (栗山：栗山小※再任用)
工藤良友規 (栗山：栗山小※再任用)
角田小 市川美保子 (滝川：西小)
山口 和博 (長沼：長沼中央小)
鈴木 翼 (岩見沢：北村小)
継立小 久保沼あや (岩見沢：栗沢小)
伊藤 達寛 (砂川：空知太小)
栗山中 近藤 健一 (赤平：赤平中央中)

■事務

角田小 織田 輝彦 (岩見沢：東光中※再任用)

■養護教諭

栗山小 赤間喜久子 (栗山：栗山小※再任用)

【転出】()内は新任校

■校長

角田小 菊池 精一 (定年退職)
継立小 豊田 智博 (勸奨退職)
栗山中 中島 琢磨 (定年退職)

■教頭

栗山中 杉田 嘉雄 (浦臼：浦臼中※校長採用)

■主幹教諭

栗山小 小笠原寛和 (岩見沢：第二小※教頭昇任)

■教諭

栗山小 植田 康弘 (砂川：豊沼小)
片岡 啓充 (滝川：滝川第二)
菅原 真弓 (砂川：豊沼小)
奈良崎 功 (栗山：栗山小※主幹教諭昇任)
北島 桂子 (岩見沢：中央小)
富樫いずみ (岩見沢：中央小)
尾久 邦彦 (再任用任期満了)
工藤良友規 (再任用任期満了)
角田小 佐藤 裕美 (勸奨退職)
根上 和幸 (長沼：長沼中央小)
坂下 邦子 (岩見沢：東小)
継立小 玉田 恵 (三笠：三笠小)
栗山中 歌代 敏久 (長沼：長沼中)
平井 数矢 (栗山：栗山中※主幹教諭昇任)
渋谷 慎治 (秩父別：秩父別中※教頭昇任)

■事務

角田小 中村修太郎 (岩見沢：南小)

■養護教諭

栗山小 赤間喜久子 (再任用任期満了)

町職員の異動

(平成30年4月1日発令)

■福祉総括兼ねて保健福祉課長兼ねて
地域包括支援センター長兼ねて継立
出張所長事務取扱
主 事 秦野和寿彦

■建設総括兼ねて建設水道課長兼ねて
環境政策課長事務取扱
主 事 片山 伸治

【経営企画課】

■地域政策グループ主査
主 事 石森 和幸

【税務課】

■課勤務
主 事 武岡 真吾

【継立出張所】

■所勤務
主 事 室永 栄子 (再任用)

【住民生活課】

■課長兼ねて生活安全グループ主査事務
取扱
主 事 松本 俊哉
■課勤務
技 師 大西 宏幸 (再任用)

【保健福祉課】

■課勤務
主 事 山中 融 (新採用)

■課勤務
保育士 岡山美智子 (再任用)

【環境政策課】

■課勤務
主 事 山代 賢治 (再任用)

【建設水道課】

■課勤務
主 事 松川 公人

【産業振興課】

■課勤務
主 事 中島 成美 (新採用)

【教育委員会】

■事務局勤務
主 事 伊藤 昂 (新採用)

【退職】

大西 宏幸
岡山美智子
室永 栄子
山代 賢治

南空知消防組合職員の異動 (平成30年4月1日発令)

＜消防本部＞

【総務課】

■課長
消防司令 藤森 信也

■財政係長
消防司令補 中山 和志

■総務係長兼職員係長
消防司令補 富澤 隆志

■課主任
消防士長 鷲尾 祐輔

【警防課】

■課長
消防司令 三田 文彦

■主幹兼予防係長事務取扱
消防司令 永坂 孝弘

＜消防署＞

【消防課】

■主幹 第2消防隊長
消防司令 桐越 浩志

■警防係主査
消防司令補 榎本 功

【生活安全課】

■課長
消防司令 斉藤 敏文

■救急救助係長
消防司令補 中谷 鉄也

■消防司令補 通信係主査
消防士長 倉島 誠

■消防士長
消 防 士 小野寺 啓



安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町住民生活課
生活安全グループ
☎ 73-7510

●春の全国交通安全運動

4月に入り入学式を迎えるなど、新入学児童の通学が始まります。

本町では、期間中に通学時の街頭指導などを行い、交通ルールに不慣れな子どもたちや高齢者が交通事故に遭わないよう交通安全運動を実施します。

地域全体で、子どもたちを悲惨な交通事故から守りましょう。

◆運動期間

4月6日(金)～15日(日)

※4月10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。正しいマナーや交通ルールを守り交通事故死0(ゼロ)を目指しましょう！

◆年間スローガン

ストップ・ザ・交通事故
～めざせ安全で安心な北海道～

◆運動の重点

- 高齢者の事故防止
- 飲酒運転の根絶
- スピードダウン
- シートベルト全席着用

- 自転車の安全利用
- 居眠り運転防止
- デイ・ライト



●野犬掃とうを行います

放し飼いの犬は、野犬とみなし捕獲処分しますので、放し飼いないようご注意ください。

◆期間

4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◆区域

栗山町内全域

ごみ分別の

ご協力をお願いします



【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

「環境センター」

への自己搬入について

広報3月号で粗大ごみの処分方法(町による回収)をお伝えしていますが、排出方法を今一度ご確認ください。

◆受入曜日

月曜日～金曜日(土・日・祝日は受入できません)

◆受入時間

- 4月～10月
午前9時～午後5時
- 11月～3月
午前9時～午後4時半

◆搬入先

環境センター(桜山308)

◆処理料金

- ①家庭ごみ
○「生ごみ」炭にできる「生ごみ」炭にできない「生ごみ」
100kgにつき800円
- 右記以外の資源物

無料

②事業所ごみ

○「生ごみ」炭にできる「生ごみ」炭にできない「生ごみ」
100kgにつき800円

○右記以外の資源物

100kgにつき400円

※許可が必要となりますので、必ず町環境政策課または南部公民館で申請してから搬入してください。(持ち物不要)

※受入することができない「適正処理困難物」については、町ホームページもしくはは町ごみ分別冊子(家庭ごみの『分け方・出し方』(P16))でご確認ください。

※必ず分別した状態で搬入してください。(町指定ごみ袋に入れている必要はありません。)

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域等の指定変更

平成30年4月1日付けで本町の騒音・振動規制地域区域区分図および悪臭規制地域区域区分図を都市計画法の用途地域(一部地域を除く)に合わせて、変更することになりました。

標記法律は、生活環境を保全し、国民の健康を保護するためのものであり、変更後の図面は環境政策課または町ホームページで閲覧することが

ことができます。

当該規制地域内の工場または事業場において、法律に基づく特定施設を設置する(している)場合、また、当該地域において、法律に基づく建設工事を実施する場合、届出が必要になりますので、町環境政策課までお問い合わせください。

春の火災予防運動

全国統一防災標語

運動期間

4月20日(金)～30日(月)

【問い合わせ】南空知消防組合消防署
生活安全課予防係
☎ 72-0150

「火」の用心 ことばを形に 習慣に

全道一斉に春の火災予防運動が行われます。

この季節は非常に空気が乾燥しやすく、ちょっとした不注意から火災につながります。日ごろから防火を心がけ、尊い命や大切な財産を守りましょう。

ストーブ(電気・石油)による火災に注意

今年に入り輻射熱が原因の火災が多く発生しています。輻射熱による火災はストーブによるものが多いため、下記のとおり取り扱いに十分注意しましょう。

- ・輻射熱などによる火災を防ぐため、近くに燃えやすいものを置かない。
- ・ストーブの上で洗濯物を干したり、近くで乾かししたりしない。
- ・寝返りなどにより布団がストーブに接触して起こる火災を防ぐため、就寝前には必ず電源を切る。
- ・燃料補給時には必ず電源を切り、燃料補給後はタンクの蓋はしっかり閉める。また、電気ストーブは直火が出ないため安全と思われがちですが、輻射熱により出火する危険性がありますので、石油ストーブ同様注意が必要です。ストーブの周りは整理整頓し、安全に使用しましょう。

堆肥

「栗肥土」春の特別販売

4月7日、21日(日)

午前9時～11時

【場所】町役場車庫前

【価格】10kg袋 300円

※各日1,000袋ずつ販売する予定です。
※無くなり次第販売を終了します。



春の全町一斉清掃



4月15日(日)午前7時～

※午前6時45分に打ち上げ花火で合図します。(雨天決行)
※詳しくは、各町内会・自治会経由でお知らせします。
※一斉清掃での家庭ごみの収集は行っておりませんので、排出はご遠慮ください。